

重要事項説明書

介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 まなの会
短期入所生活介護カトレア鈴蘭台

H29.10.1

H30.4.1改定

R1.10.1改定

R2.5.1改定

R3.4.1改定

R3.6.1改定

R4.4.1改定

R6.4.1改定

R6.8.1改定

R7.4.1改定

R 7. 7. 1 改定

1. 施設経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人まなの会
(2) 所在地 兵庫県三木市福井字鷹尾 1981番1
(3) 電話番号 0794(83)0088
FAX番号 0794(83)0014
(4) 代表者氏名 理事長 稲見直邦
(5) 設立年月日 平成17年11月24日

2. 施設の概要

(1) 施設名 短期入所生活介護カトレア鈴蘭台
(2) 所在地 兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番10
(3) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階、塔屋1建
(耐火建築物)
敷地面積 4,049.15m²
延べ床面積 3,582.87m²
(4) 施設の種類

施設の種類	事業所番号	利用定員
介護老人福祉施設		30名
短期入所生活介護	2875003598	
介護予防短期入所生活介護		10名

(5) ユニット・居室

ユニット数	介護老人福祉施設	3ユニット	3ユニット各10名
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	1ユニット	各10名

居室種類	個室 (洗面スペース)		
居室数	介護老人福祉施設	30室	15.44m ² /26室 15.50m ² /4室
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	10室	16.58m ² /2室 16.80m ² /2室 16.85m ² /6室

(6) 主な設備

各ユニットに食堂・浴室、（トイレ、洗面所は各部屋）、医務室、特浴室は地下1階

(7) 施設への交通機関

神戸電鉄鈴蘭台駅より約300m（徒歩約5分）

(8) 電話番号 078(592)0077

FAX番号 078(592)0066

(9) 施設長氏名 高階 和洋

3. 事業の目的

事業者は、介護保険法、老人福祉法、および関係法令に基づき、契約者がその有する能力に応じ、在宅において可能な限り自立した日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、居宅サービスを提供します。

4. 当施設の運営方針

法人の基本理念である「誰もが人間として尊厳のある生活が送れる」ということを基本とし、契約者の自主性を尊重し地域社会の中で明るく心豊かに生活できるよう個性を大切にしながら支援していきます。

5. 施設の職員体制

管理者	1名	施設の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
医師	1名	(非常勤) 医師は、契約者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
生活相談員	1名	契約者の生活相談にあたる。
看護職員	1名	契約者の看護にあたる。
介護職員	16名	契約者の介護にあたる。
管理栄養士	1名	契約者に必要な栄養管理を行う。
調理員	若干名	(外部委託) 給食等の提供にあたる。
事務職員	若干名	必要な事務を行う。
管理宿直員	若干名	施設の夜間防災と巡回監視をおこなう。

6. 事業者が提供するサービス

(1) 介護保険給付対象となるサービス

- ①介護サービス…可能な限り自立に向けた介護を提供します。
- ②健康管理…食欲や運動面、服薬管理、血圧測定などの健康管理を致します。
- ③入浴介助…毎週2回以上の入浴を行います。
- ④その他自立への支援…寝たきり防止や生活のリズムを考え、日中の離床に配慮します。

(2) 介護保険給付対象外のサービス

- ①居室の提供
 - ②食事の提供
- (朝食：8時～、昼食：12時～、おやつ：15時～、夕食17時～)
- ③理美容サービス
 - ④事業者が実施するレクリエーション行事

7. 記録の保管

- (1) 事業者は、契約者の居宅サービス等提供に関する記録を作成し、記録はその完結の日から5年間保管いたします。
- (2) 事業者は、契約者または身元引受人が前項記録の閲覧・複写を求められた場合は、原則としてこれに応じます。ただし、契約者および身元引受人以外の方からの場合には、必要と認められる場合に限り、これに応じます。

8. サービス利用料金および支払い方法

別表（8ページ）による利用料金を徴収いたします。

お支払いは、毎月利用料金の合計額の請求書および明細書を、毎月10日までに発送しますので、当月25日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

領収証は、①・②のお支払方法の場合、後日入金確認後に郵送させていただきます。

① 指定口座への振込

姫路信用金庫 三木支店 普通 0109667

社会福祉法人まなの会 理事長 稲見直邦

※振込手数料は、ご負担ください。

②ゆうちょ銀行口座からの自動引落

※引き落とし日は毎月20日です。引き落とし日が土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日となります。（20日に引き落としができない場合は25日に再引き落としとなります）

9. 相談・苦情について

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口または行政機関等で受け付けます。

【当施設における苦情の専用窓口】

○苦情受付担当者：生活相談員 篠床 扶美子

連絡先：神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番10

078-592-0077

受付時間：毎日 9:00～12:00 13:00～17:30

○苦情解決責任者：施設長 高階 和洋

○第三者委員： 竹本 慎 高齢者福祉知識経験者（法人監事）

吉安 文太郎 高齢者福祉知識経験者（法人評議員）

連絡先：090-3861-9894（第三者委員直通）

※第三者委員は、苦情解決を円滑にするために双方への助言や話し合いへの立ち会い等をいたします。また直接苦情を受け付けることができます。

苦情を受け付けた場合は、苦情解決責任者へ内容を報告し、事実確認をいたします。

内容によっては、契約者、身元引受人等と面談を行い、詳細な聞き取りを致します。その後、施設内苦情解決委員会で苦情解決へ向けて対応を検討の上、苦情解決責任者へ上申し解決措置を講じる仕組みとなっております。契約者のため、速やかに解決を図るよう努めます。

【行政機関等苦情受付機関】

① 神戸市福祉局監査指導部

電話番号：078-322-6242

受付：平日 8時45分～12時、13時～17時30分

② 要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話監査指導部

電話番号：078-322-6774

受付：平日 8時45分～12時、13時～17時30分

③ 兵庫県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）

電話番号：078-332-5617

受付：平日 8時45分～17時15分

④ 神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

電話番号：078-371-1221

受付：平日 9:00～17:00

土日祝 10:00～16:00

10. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関、歯科医療機関に協力いただいております。

名称 医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院

所在地 神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21-5

名称 医療法人社団恕和会 松田病院

所在地 神戸市北区松が枝町3丁目1-74

名称 なかたに歯科クリニック
所在地 神戸市兵庫区駅前通1丁目32-1
名称 大郷皮フ科クリニック
所在地 神戸市北区谷上東町13-3

1 1. 非常災害対策

災害時においては、「カトレア鈴蘭台 防災計画」に基づき、契約者の安全確保に努めます。

1 2. 急変時の医療提供の方針

- (1) 事業者は契約者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 事業者は契約者に対し、当施設における介護サービスでの対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関を紹介します。
- (3) 前2項の他、入所中に契約者の心身の状態が急変した場合、事業者は契約者および身元引受人が指定する者及び施設医師へ迅速に電話連絡すると共に、必要に応じて主治医もしくは協力医療機関との連携を図り、その指示の下に必要な措置を講じます。
- (4) 第3項の場合、事業者は医師の指示に基づき、事業者による送迎もしくは救急要請にて契約者を医療機関等へ搬送します。

1 3. 身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、契約者および身元引受人へ説明をし、同意を得るとともに、その様態および時間、その際の契約者の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4. 賠償責任

事業者が所有・使用する施設設備の欠陥や、職員の明らかな不注意が原因で利用者にケガをさせた場合や契約者の所有物を破損した場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

15. 身元引受人

- (1) 契約者は、入所に際して、1名以上の身元引受人を定めるものとする。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合にはやむを得ないが、身元引受人又は成年後見人が早期に立てられるよう努力を行う。
- (2) 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務・債務につき、契約者と連動して500万円を限度としてその履行の責任を負う。
- (3) 身元引受人は、前項の責任の他、次に定める責任を負う。
 - ①契約者が疾病等により医療機関に入院する場合は、入退院・手術の同意等の手続き、費用精算、入院中の世話、医師との連携などを円滑に遂行すること。
 - ②本契約が終了した場合は、事業者に協力して契約者の状態に応じた受け入れ先を確保すること。
 - ③契約者が死亡した場合又はその他の事由で契約が終了した場合は、速やかに身柄及び残置品等の引き取りなど必要な処置を行うこと。
 - ④身元引受人が、本契約上の身元引受人としての義務の履行が不可能または著しく支障をきたす事由が生じた場合、契約者は、新たな身元引受人を選定し、事業者に対して書面にて届出するとともに、書面にて変更確認を行う。
 - ⑤事業者は、身元引受人が利用料金の変更、施設サービス計画の変更等の通知を希望する場合は通知を行う。

16. 個人情報の保護等

- (1) 事業者およびサービス従事者は、施設サービスを提供するにあたって知り得た契約者および身元引受人に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。これはサービス従事者が退職した場合においても、継続するものといたします。
- (2) 事業者は、契約者に関する医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、入所契約書第5条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、身元引受人の同意を得るものとします。

17. 施設を退所していただく場合

次の場合には、当施設より退所していただきます。

- (1) 契約者が要介護認定において、自立または要支援1・2と認定された場合。
- (2) 契約者の病状、心身状態等が著しく悪化し、入院等が必要となった場合。
- (3) 事業の廃止や縮小により、施設サービスの提供が困難となった場合。

この場合、事前に解約の理由を通知し、解約を通告するものとします。

- (4) 契約者、身元引受人、またはその家族等が、事業所やサービス従事者もしくは他用者その他関係者に対してハラスメントや暴言、脅迫、暴力等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合。
- 契約者、身元引受人、またはその家族等が、事業所やサービス従事者もしくは他の利用者その他関係者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって施設の運営を甚だしく阻害し、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (5) 契約者および身元引受人が、本契約に定める利用料金を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、督促日から10日以内に支払わない場合。
- この場合、1ヶ月前に解約の理由を通知し、解約を通告するものとします。
- (6) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合。
- (7) 契約者が死亡した場合。
- (8) 契約者および身元引受人から、退所の申し出があった場合。

18. 利用の留意点

施設サービスのご利用にあたって、下記の事項をお守りください。

- (1) 面会時間 9:00～17:30（18:00に正面、B1玄関を施錠いたします）
＊来訪の際は、受付にて面会簿に必ず記名をお願いします。
- (2) 外出される場合は、できる限り3日前までにお申し出ください。また、「外出届」をご提出ください。
- (3) 施設内での喫煙・火気の取扱い・飲酒は禁止します。
- (4) 施設内の秩序、風紀を乱す行為、または安全衛生を害する行為は禁止します。
- (5) 所持品備品等の持ち込みは、日常生活に必要な最小限のものとしてください。また高価な貴重品、刃物等の危険物は持ち込むことはできません。
- (6) クリーニングの必要な衣類等については、原則施設では取り扱いいたしません。持ち込まれる場合は、事業者はその扱いについて一切の責任を負いません。身元引受人等で対応をお願いします。
- (7) 施設内での政治活動、宗教活動は禁止します。
- (8) 施設内へのペット等の生き物の持ち込みは禁止します。

別表（第8項関連）

1 施設利用料

	要介護度	利用単位（1日）
施設利用料	要支援1	529単位
	要支援2	656単位

2 各種加算

<input type="checkbox"/> 療養食加算（対象者のみ）	8単位／回（※1日につき3回を限度）	
<input type="checkbox"/> 医療連携強化加算（対象者のみ）	58単位／日	
<input type="checkbox"/> 緊急短期入所受入加算（緊急時のみ最大14日間）	90単位／日	
<input type="checkbox"/> 送迎加算（自宅への送迎を行なった場合、片道）	184単位／回	
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算（II）ユニット型	18単位／日	
<input type="checkbox"/> 夜勤職員配置加算（IV）ユニット型	20単位／日	
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算（I）	100単位／日	
<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算（II）	10単位／日	
<input type="checkbox"/> 機能訓練体制加算	12単位／日	
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算（I）	100単位／月	
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算（II）	200単位／月	
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算（I）	3単位／日	
<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算（II）	4単位／日	
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	50単位／日	
<input type="checkbox"/> 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位／日	
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受け入れ加算	120単位／日	
<input type="checkbox"/> 看護体制加算（I）	4単位／日	
<input type="checkbox"/> 看護体制加算（II）	8単位／日	
<input type="checkbox"/> 看護体制加算（III）イ	12単位／日	
<input type="checkbox"/> 看護体制加算（IV）イ	23単位／日	
次の いす れか	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（I）	22単位／日
	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（II）	18単位／日
	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算（III）	6単位／日

□介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数に14.0%を乗じた単位数
□介護職員等処遇改善加算（II）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数
□介護職員等処遇改善加算（III）	所定単位数に11.3%を乗じた単位数

※ 神戸市は、地域区分「4級地」に区分され、介護報酬単価は1単位10.66円で計算されます。(この計算法は介護保険制度改革により、変更の可能性があります。)

- * H27年8月より一定以上所得者の「利用者負担割合」が2割に引き上げられました。
- * H30年8月より現役並みの所得のある者の「利用者負担割合」が3割に引き上げられました。

ご利用の際には必ず最新の「介護保険負担割合証」をご提示下さい。

3 食費・滞在費（居住費）の費用

料金の種類	金額（税込み価格）
食事の提供に要する費用 【各食設定】	朝食420円 昼食700円（おやつ代含む）夕食600円 (3食合計1,720円)
滞在（居住）に要する費用	3,000円／日（ユニット型個室）

《介護保険負担限度額認定者》（特定入所者介護サービス費）

料金の種類	金額	
食事の提供に要する費用	第1段階認定者	300円／日
	第2段階認定者	600円／日
	第3段階認定者①	1,000円／日
	第3段階認定者②	1,300円／日
滞在（居住）に要する費用	第1段階認定者	820円／日
	第2段階認定者	820円／日
	第3段階認定者①	1,310円／日
	第3段階認定者②	1,310円／日

※介護保険負担限度額認定対象者の認定要件について（令和3年8月より）

第1段階	生活保護受給者	単身 650万円 夫婦1, 650万円
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方	
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額</u> の合計が年間80万円以下の方	単身 650万円 夫婦1, 650万円
第3段階 ①	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	単身 550万円 夫婦1, 550万円
第3段階 ②	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	単身 500万円 夫婦1, 500万円

* 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、必ず利用時にご提示ください。介護保険負担限度額認定者の認定要件については、各市区町村の介護保険担当課へお問い合わせください。

4 利用中止に伴う費用

利用予定日の前に、サービスの利用を中止する場合、利用予定日の前々日までに事業者に申し出てください。利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、次の料金をお支払い頂きます。

(※但し、ご入院の場合は除きます)

利用予定日の前日の取消	食事に係る費用の30%（最大6日間）
利用予定日の当日の取消	食事に係る費用の全額（最大6日間）

短期入所生活介護カトレア鈴蘭台ご利用にあたり、契約者または身元引受人に対し、契約書および本書に基づいて、重要事項を説明しました。本書3通を作成し契約者、身元引受人、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】

住 所 〒651-1111
兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町1丁目21番10
事業者名 社会福祉法人まなの会
短期入所生活介護カトレア鈴蘭台
施設長 高 階 和 洋 

説明者 

説明した場所 []
時 間 [: : : :]

【契約者】

住 所 〒 —

氏名 

【身元引受人】

住 所

氏名

契約者との続柄 []
連絡先 ()
携帯 ()

介護保険外の支払いに係る同意書

私は、介護老人福祉施設カトレア鈴蘭台へ利用するにあたり、以下に記載する介護保険外の支払いについて同意します。

1. 緊急時の対応（昼夜）について

協力医療機関以外の病院受診 2,000円／回（税込み）（往復・ご家族の同伴が必要です）片道1,000円／回（税込み）

※事業所から片道30分以内もしくは15km以上30km未満に限る。有料道路を利用する場合はその実費。

2. 実費費用について

下記表記の金額は全て税込み価格

<input type="checkbox"/> 死亡診断書	5,500円
<input type="checkbox"/> エンゼルセット	5,500円
<input type="checkbox"/> エンゼルケア	16,500円
<input type="checkbox"/> 個人専用の家電の電気代 例；（冷蔵庫持ち込み、在宅酸素、空気清浄機等）	実費ご負担分
<input type="checkbox"/> 家族室使用料	3,300円／日 (1名様分)
<input type="checkbox"/> その他（行事、レクリエーションへの参加にかかる費用）	実費ご負担分
<input type="checkbox"/> 理美容代（カット）	1,800円／回
<input type="checkbox"/> カット+顔そり	2,300円／回
<input type="checkbox"/> 毛染め（カラー）	3,000円／回
<input type="checkbox"/> コピ一代	10円／枚
<input type="checkbox"/> 特別な食事（外食等）	実費ご負担分

* その他、医療費、薬代、嗜好品、文章費、クリーニング代その他の日常生活費にかかる費用等はご負担いただきます。

個人情報使用同意書

私（及び私の家族と身元引受人）の個人情報については、下記に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用されることに同意します。

記

1. 使用する目的

私のサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、計画作成担当者と事業者との連絡調整等において必要な場合。

2. 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約満了日まで

3. 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

「介護保険外の支払いに係る同意書」「個人情報使用同意書」について、説明を受け承し、次のとおり署名します。

令和 年 月 日

社会福祉法人まなの会

短期入所生活介護カトレア鈴蘭台

施設長 高 階 和 洋 様

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

家族代表

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

※身元引受人が家族でない場合

住所 _____

氏名 _____ 印